

広島県教育委員会教育長告示第八号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十五条第一項の規定による技能教育のための施設における連携科目等を次のように指定した。

平成二十年三月二十八日

広島県教育委員会

教育長 榎 田 好 一

一 指定技能教育施設の名称及び所在地

1 名称 小井手学園広島フアッションビジネス専門学校

2 所在地 広島市南区金屋町一―二〇

二 連携科目等の追加指定

追加して指定する連携科目	追加して指定する連携科目に対応する高等学校の科目
課題研究	課題研究
パターン	パターン